

平成28年1月20日

答申第662号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「職員就業規則第14条の3に記載があるフレックスタイム制度を利用している職員数（平成26年3月末または最直近月時点）」の開示の求めがあった。

NHKは、フレックスタイム制度を利用している職員数についてとりまとめているため、文書が存在せず開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

フレックスタイム制度を何人が利用しているかを制度上とりまとめる必要がないため、開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

4 審議の経過

平成28年1月20日（第232回審議委員会）

第683号諮問、審議、答申